農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年4月1日

いなべ市長 日沖 靖

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲 石榑南地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日 平成26年11月7日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況法人 4経営体個人 11経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
- 5 農地中間管理機構の活用方針 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方

石榑南地区内の農地は集落内で維持、管理に努める。また、耕作できなくなった場合は、集落内で調整を図り、集落の中心となる農業者に集積する。 水路、農道等の維持管理については、農地所有者が共同作業により維持管理する集落ぐるみ型農業生産体制を目指す。